

医療費の適正化にご協力をお願いします。

柔道整復師（整骨院・接骨院）での受診には、健康保険証が使える症状が限られています。

使える症状	使えない症状
<ul style="list-style-type: none">●捻挫・打撲・挫傷（肉離れ）●骨折・脱臼・不全骨折 <p>（応急手当の場合を除き、骨折・脱臼・不全骨折には「医師の同意」が必要です。）</p>	<ul style="list-style-type: none">●肩こり・筋肉疲労・スポーツ後のケア●神経痛・ヘルニア・関節炎・五十肩・リウマチ等による痛み●脳疾患後遺症等の慢性病 <p>など、左記の症状以外すべて。</p>

○ 受診の際の注意

1. 領収証は必ず受け取りましょう。
2. 「療養費支給申請書」は、負傷名・回数・金額等内容を必ず確認して署名してください。
3. 外科・整形外科などと、同じ症状で同じ期間に整骨院・接骨院で受けた施術は保険の対象になりません。
4. 長期間通っても症状の改善が見られない場合は医療機関にご相談ください。

※ 健保組合（委託先会社）からお問合せをする場合があります。

当健保組合では、医療費の適正化の一環として、整骨院・接骨院からの請求内容と皆様やご家族の受けられた受診内容との照合や、施術所からの不正請求の点検を、株式会社大正オーデイトに業務委託しました。

今後、株式会社大正オーデイト健康保険事務センターから整骨院・接骨院で受診された加入者様へ、受診内容や負傷原因について郵便または電話にてお問合せを行う場合がございます。皆様の貴重な保険料を適正に使用するために、ご理解とご協力をお願い致します。

東海放送健康保険組合